岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、岩美町補助金等交付規則（平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。）第２６条の規定に基づき、岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、規則で定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（交付目的）

第２条　本補助金は、意欲ある農林漁業者、連携する食品加工業者等が行う６次産業化や農商工連携による取り組みを支援することにより、元気な農林漁業者等を育成し、地域農林水産業の振興、地域経済の活性化を図ることを目的として交付する。

（補助金の交付）

第３条　町は、前条の目的の達成に資するため、もうかる６次化・農商工連携支援事業（６次産業型・農商工連携型）実施要領（平成２７年３月３０日付第201400200732号鳥取県農林水産部長通知）に基づいて認定されたプラン（以下「プラン」という。）に基づき行われる別表１の第１欄に掲げる事業（以下「補助事業」という。）を行う同表の第２欄に掲げる者（以下「補助事業者」という。）に対し、本補助金を予算の範囲内で交付する。

２　本補助金の額は、別表１の第３欄に掲げる経費（（以下「補助対象経費」という。）仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。以下同じ。）に、同表の第４欄に定める率を乗じて得た額以下とする。

３　鳥取県産業振興条例（平成２３年１２月鳥取県条例第６８号）の趣旨を踏まえ、補助事業の実施にあたっては、県内事業者への発注に努めなければならない。

４　別表１の第１欄に掲げる事業の単年度におけるプラン１件当たりの支援事業にかかる本補助金の合計額は、同表の第２欄に掲げる事業実施主体の区分ごとに同表の第５欄に掲げる額以下とする。

５　第２項の規定にかかわらず、別表２の第２欄に掲げる事業区分にかかる同表第１欄の要件のいずれかに該当する事業の本補助金の額は、補助対象経費に同表の第３欄に定める率を乗じて得た額以下とし、かつ、別表１の第２欄に掲げる事業実施主体の区分ごとの単年度における支援事業に係る本補助金の額は同表第５欄に掲げる額に２分の３を乗じた額以下とする。

（交付申請の時期等）

第４条　本補助金の交付申請は、町長が別に定める日までに行わなければならない。

２　規則第５条の申請書に添付すべき同条第１号及び第２号に掲げる書類は、様式第１号によるものとする。

３　本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請に当たり仕入控除税額が明らかでないときは前条第２項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額に補助率を乗じて得た額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）の範囲内で交付申請をすることができる。

（交付決定の時期等）

第５条　本補助金の交付決定は、原則として、交付申請を受けた日から３０日以内に行うものとする。

２　本補助金の交付決定通知は、様式第２号によるものとする。

３　町長は、前条第３項の規定による申請を受けたときは、第３条第２項及び第５項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに、交付決定に係る本補助金の額（変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。）から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

（承認を要しない変更等）

第６条　規則第１０条第１項の町長が別に定める軽微な変更は、別表１の第６欄に掲げる変更以外の変更とする。

２　第５条第１項の規定は、変更等の承認について準用する。

（変更等の承認）

第７条　補助事業者は、規則第１０条の規定に準じた内容の条件に基づき、補助事業について変更等の承認をしようとする時は、あらかじめ様式第３号による申請書を町長に提出して、その承認を受けなければならない。

２　第５条第１項の規定は、前項の規定による町長の承認について準用する。

（実績報告の時期等）

第８条　規則第１７条の規定による報告（以下、「実績報告」という。）は、次に掲げる日までに行わなければならない。

（１）補助事業の完了の日から２０日を経過する日又は補助事業の完了の日の属する年度の翌年度の４月１５日のいずれか早い日。

（２）補助事業の中止若しくは廃止の日から１５日を経過する日。

２　規則第１７条の報告書に添付すべき書類は、様式第４号によるものとする。

３　補助事業者は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額（以下、「実績報告控除税額」という。）が交付決定額に係る仕入控除税額（以下、「交付決定控除税額」という。）を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

４　補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額（交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額）を超えるときは、様式第５号により速やかに町長に報告し、町長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を町に返還しなければならない。

（財産処分の承認）

第９条　補助事業者は規則第２５条の規定に基づき、財産を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

２　第５条第１項の規定は、前項の規定による町長の承認について準用する。

（補助金の返還等）

第１０条　第３条第５項に基づき本補助金の交付を受けた補助事業者が、別表２の第４欄に該当する場合は、同表第１欄（１）又は（２）の要件については様式第６号により、同表の第１欄（３）又は（４）の要件については様式第７号により、速やかに町長に届出なければならない。この場合においては、交付された本補助金の額に３分の１を乗じた額を上限に、規則第１９条第１項の規定により交付決定の一部を取り消し、規則第２２条第１項により補助金の返還を命ずるものとする。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

（１）別表２第１欄に掲げる（１）又は（２）の要件について、退職の理由が次のいずれかに該当し、かつ退職した翌日から起算して２か月以内に他者をもって職員の補充を行った場合

ア　独立就農、他の法人等での就業、雇用者（研修生）本人の死去・疾病等、雇用者（研修生）の自己都合による退職

イ　労使間のトラブル等に起因する退職のうち、その原因が雇用主の責めに帰すものでないことが明らかと認められる場合

（２）天災等、補助事業者の責めに帰さないやむを得ない事情により同表第１欄の要件を満たすことが困難になったと認められる場合

（３）その他、町長が特に認めた場合

（収益納付）

第１１条　補助事業者は、補助事業により取得し又は効用の増加した財産を処分したことにより収入があったときは、当該収入があったことを知った日から５日以内に、町長にその旨を報告しなければならない。

２　前項の場合において、町長がその収入の全部又は一部に相当する額を町に納付するよう指示したときは、補助事業者は、これに従わなくてはならない。

（雑則）

第１２条　補助事業者は、規則及びこの要綱に定めるもののほか、もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（平成２７年７月１５日付第201500056726号鳥取県農林水産部長通知）の規程を遵守しなければならない。

２　規則及びこの要綱に定めるもののほか、本補助金の交付について必要な事項は、町長が別に定める。

附　　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成２８年４月１日から施行する。

（要綱の廃止）

２　岩美町６次産業化総合支援事業費補助金交付要綱は廃止する。

別表１（第３条、６条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| １ | ２ | ３ | ４ | ５ | ６ |
| 事業区分 | 事業実施主体 | 補助対象経費 | 補助率 | 補助額上限 | 重要な変更 |
| （１）  ６次産業型 | 農林漁業者 | ６次産業化及び農商工連携に係る推進活動及び生産体制を含めた施設・機械整備（ただし、３０千円以上のものとする）等  ※畜産分野、水産分野の生産に必要な機器等並びに県の有機ＪＡＳ認定要件である講習会参加に係る経費（受講料、旅費等）及び有機ＪＡＳ認定申請手数料（継続認定に係る調査手数料等を含む）は含まない。 | ２分の１ | ３，０００千円 | 本補助金の増額 |
| 農林水産業を営む法人 |  | ７，０００千円 |  |
| 任意組織(規約を有すること)・農漁協 |  | 受益者１人あたり  ３，０００千円  上限  ３０，０００千円 |  |
| （２）  農商工連携型 | 食品加工業者等 | 農林漁業者(団体含む)と連携した取り組みに必要な施設・機械整備（ただし、３０千円以上のものとする）。 | ３分の１ | １０，０００千円 |  |

　※補助事業対象経費が工事請負費又は委託料の場合は、県内事業者が施工又は実施したものに限り補助対象とする。ただし、止むを得ない事情で

　　県内事業者への発注が困難と県が認めた場合については、この限りでない。

別表２（第３条、第１０条関係）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| １ 嵩上げ要件 | ２ 対象となる事業区分 | ３ 嵩上げ後の補助率 | ４ 届出 |
| （１）プラン認定年度以降に雇用期間の定めのない雇用者（以下「正規雇用者」という。）が１名以上増加しており、かつ、雇用開始年度から３年以内に支援事業を実施する場合。なお、正規雇用者は、１週間の所定労働時間が３０時間以上で、原則過去に事業実施主体と雇用関係のない者であること。 | ６次産業型 | ２／３ | 第１欄（１）にかかる雇用者が５年以内に退職した場合 |
| （２）平成２４年度から２６年度に新規就農・経営継承総合支援事業実施要綱（平成２４年４月６日付２３経営第３５４３号農林水産事務次官依命通知。以下「支援要綱」という。）別記２又は鳥取県版「農」の雇用緊急支援事業実施要領（平成２１年３月５日付第２００８００１８８０４６号鳥取県農林水産部長通知。以下「支援要領」という。）別記１の事業を開始し、この事業実施期間中（なお、平成２４年度、２５年度開始事業のうち支援要領別記１に基づく３年目以降の研修実施計画書の承認を受けた場合は、計画承認を受けた期間の開始から２年間とする。）に支援事業を実施する場合 | ６次産業型 | 支援要綱及び支援要領に基づく事業を中止又は最初の支援事業実施年度から５年以内に研修生が退職した場合 |
| （３）プランの期間内に食品にかかる海外認証等の取得が見込める場合 | ６次産業型 | ２／３ | プランの期間内に認証等を取得できない場合 |
| 農商工連携型 | １／２ |
| （４）事業実施主体又はその連携体が既に県外で行っている主たる加工品製造の全部又は一部を町内に移転するための事業であり、次に掲げる要件を全て満たす場合  ア　事業実施により、プラン終了年度の翌年度までに県外から移転する主たる加工品（以下「のりかえ加工品」という。）の町内の取扱量又は取扱金額が県外を上回ること。  イ　整備する機械施設等は、のりかえ加工品の製造に必要最小限な能力とすること。 | ６次産業型 | ２／３ | プラン終了年度の翌年度に第１欄（４）の要件を満たせない場合 |
| 農商工連携型 | １／２ |

様式第１号（第４条関係）

平成　　年度岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業計画書

１　プラン名

　（事業区分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　事業実施主体名

３　事業実施方針

４　事業の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　目・項　目 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|  |  | 円 | 円 |  |
|  |  | 合　計 | 円 |  |

（注）１　種目・項目欄には、機械・施設等の導入を予定している場合は上段に名称を記載し下段に仕様を括弧書きで記載すること。

２　事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙１に融資の内容を記載して添付すること。

５　事業費の内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 事 業 費 | 内　　訳 | | | 備　考 |
| 県　費 | 市町村費 | その他 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

６　嵩上げの内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 要綱別表２の第１欄の区分 | 内容 |
| （１）新規雇用 | 雇用人数（　　　）  雇用開始（見込）時期（　　　） |
| （２）「農」の雇用 | 雇用人数（　　　）  雇用開始時期（　　　） |
| （３）海外認証等 | 認証制度名（　　　）  認証取得見込時期（　　　） |
| （４）県外加工から町内加工への「のりかえ」 | のりかえ対象製品名（　　　）  のりかえ達成見込時期（　　　） |

　※要綱第３条第５項に基づき本補助金の交付を受ける事業についてのみ記載すること

７　収支予算

（１）収入の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比　較　増　減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 町補助金  そ の 他 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度予算額 | 前年度予算額 | 比　較　増　減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

８　事業完了予定年月日

９　県内事業者への発注（工事請負費、委託費に限る。）が困難である場合の理由

　（県内事業者への発注が困難であることがあらかじめ判っている場合に理由を記載）

１０　他の補助金の活用

（１）活用の有無　（　有　・　無　）

　※他の補助金の活用の有無について、「有」、「無」のいずれかに○をすること。

（２）活用補助金の概要

　　※活用が有る場合は、補助金名やその事業内容、当該補助金に係る問い合わせ先（補　　　助金を所管している部署名や団体名及び連絡先）を記載すること。

（３）その他

　　※補助事業の内容が建設工事で補助対象となる建物に対し、過去に補助金を活用して　　　整備した実績がある場合は、当時の整備内容を記載すること。

　　※また、今後、当該建物（設備、備品を含む）に他の補助金を活用する別の整備計画　　　の予定がある場合はその内容を記載すること。

１１　添付資料等

（１）「組織の規約」、定款及び支援事業の実施が承認された「総会議事録」の写し。

（農林水産業を営む法人、任意組織、農漁協等の場合）

（２）事業費の詳細がわかる資料（見積書等）

（３）機械等の詳細なカタログ並びに施設等の部材の積算資料、図面等、プランに掲げた　　目標を達成するために必要な性能及び規模・内容であることが充分に比較・判断され　　る資料。

（４）特定のメーカーの機種を選定する場合は、「機種選定理由」を記入すること。

　　　選定理由には、他のメーカーとの機能比較により、この機能がなぜ必要なのかを記入する。なお、機能比較は、客観的に判断できる資料を添付すること。

（５）施設を建設する場合は建設予定地の地目・地番の分かる資料、農地・建築等に関する関連法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料。

（６）農林漁業者との連携による食品加工に取り組む場合は、締結した契約書の写し。

（７）要綱別表２の第１欄（１）を満たし要綱第３条第５項に基づき本補助金の交付を受ける事業で既に雇用済の場合は、雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し又は労働条件を明示した雇入れ通知書の写し、雇用契約書の写し等、正規雇用者の雇用状況が確認出来る資料。

（８）要綱別表２の第１欄（２）を満たし要綱第３条第５項に基づき本補助金の交付を受ける事業については、支援要綱における研修実施計画の承認通知書の写し又は支援要領における研修実施計画承認通知書の写し。

　様式第２号（第５条関係）

番　　　　　　　　　号

平成　　年　　月　　日

　　 　　　　　　　　　　 様

　　　　　　　　　　　　　岩美町長

平成　　年度岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金

交付決定通知書

　平成　年　月　日付けの申請書（以下「申請書」という。）で申請のあった岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金（以下「本補助金」という。）については、岩美町補助金等交付規則（平成１１年岩美町規則第５号。以下「規則」という。）第６条第１項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので、規則第８条第１項の規定により通知します。

記

１　対象事業

本補助事業の対象事業の内容は・・・・・・・・・とする。

２　交付決定額等

本補助金の算定基準額及び交付決定額は、次のとおりとする。ただし、対象事業の内容が変更された場合におけるそれらの額については、別に通知するところによる。

　　　（１）算定基準額　　　金　　　　　　　　　　円

　　　（２）交付決定額　　　金　　　　　　　　　　円

３　交付額の確定

　本補助金の額の確定は、補助対象経費の実績額について、岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第３条第２項、第５項及び第５条第３項の規定を適用して算定した額と、前記２の（２）の交付決定額（変更された場合は、変更後の額とする。）のいずれか低い額により行う。

４　補助規程の遵守

本補助金の収受及び使用、補助事業の遂行等に当たっては、規則及び要綱の規定に　　　従わなければならない。

５　補助金の返還

（１）要綱第３条第５項に基づき本補助金の交付を受けた補助事業者は、別表２の第４欄に該当する場合は、速やかに要綱別表２の第１欄（１）又は（２）の要件については様式第６号による届出を、同表の第１欄（３）又は（４）の要件については様式７号による届出をしなければならない。

（２）補助事業者は、前記（１）の場合にあっては、本補助金の額に３分の１を乗じた額を上限に町に返還しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

ア　要綱別表２の第１欄に掲げる（１）又は（２）の要件について、退職の理由が次のいずれかに該当し、かつ退職した翌日から起算して２か月以内に他者をもって職員の補充を行った場合

（ア）独立就農、他の法人等での就業、雇用者（研修生）本人の死去・疾病等、雇用者（研修生）の自己都合による退職

（イ）労使間のトラブル等に起因する退職のうち、その原因が雇用主の責めに帰すものでないことが明らかと認められる場合

イ　天災等、間接補助事業者の責めに帰さないやむを得ない事情により同表第１欄の要件を満たすことが困難になったと認められる場合

ウ　その他、町長が特に認めた場合

様式第３号（第７条関係）

平成　　年　　月　　日

岩美町長　　　　　　　　様

住　所

申請者

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

平成　　年度岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金変更承認

（中止・廃止）申請書

　平成　　年　　月　　日付第　　号により交付決定のあった標記事業について、下記のとおり変更（中止・廃止）したいので、岩美町補助金等交付規則第１０条の規定により申請します。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 補助金等の名称 |  |
| 交付決定額 |  |
| 変更（中止・廃止）後の額 |  |
| 差引 |  |
| 変更（中止・廃止）の時期 |  |
| 変更（中止・廃止）の理由 |  |
| 添付書類 | １　変更（中止・廃止）の事業計画書  ２　変更（中止・廃止）の収支予算書 |

※　変更に係る事項を様式第１号及び第２号に準じて作成するものとし、変更前と変更後の内容が対比できるように２段書きにし、変更前を（　）書きで上段に記載するものとする。

様式第４号（第８条関係）

平成　　年度岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業報告書

１　プラン名

　（事業区分　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　）

２　事業実施主体名

３　事業実施方針

４　事業の内容

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種　目・項　目 | 数　量 | 単　価 | 金　額 | 備　考 |
|  |  | 円 | 円 |  |
|  |  | 合　計 | 円 |  |

（注）１　種目・項目欄には、機械・施設等の導入を予定している場合は上段に名称を記載し下段に仕様を括弧書きで記載すること。

２　事業を行うに当たって、自己資金の全部又は一部を、国又は県が行っている制度融資から融資を受けるために補助対象物件を担保に供することとしている場合、備考欄に「融資該当有」と記載の上、別紙２に融資の内容を記載して添付すること。

５　事業費の内訳

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 事業種目 | 事 業 費 | 内　　訳 | | | 備　考 |
| 県　費 | 市町村費 | その他 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

６　嵩上げの内容等

|  |  |
| --- | --- |
| 要綱別表２の第１欄の区分 | 内容 |
| （１）新規雇用 | 雇用人数（　　　）  雇用開始（見込）時期（　　　） |
| （２）「農」の雇用 | 雇用人数（　　　）  雇用開始時期（　　　） |
| （３）海外認証等 | 認証制度名（　　　）  認証取得見込時期（　　　） |
| （４）県外加工から県内加工への「のりかえ」 | のりかえ対象製品名（　　　）  のりかえ達成見込時期（　　　） |

　※要綱第３条第５項に基づき本補助金の交付を受ける事業についてのみ記載すること

７　収支決算

（１）収入の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | 比　較　増　減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
| 町補助金  そ の 他 | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

（２）支出の部

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　　分 | 本年度決算額 | 本年度予算額 | 比　較　増　減 | | 備　考 |
| 増 | 減 |
|  | 円 | 円 | 円 | 円 |  |
| 合　計 |  |  |  |  |  |

８　事業完了年月日

９　添付資料等

（１）事業費が確認できる資料（領収書、売買契約書の写し等）

（２）施設を建設する場合で設置場所の変更をした場合は、建設地の地目・地番がわかる資料、農地・建築等に関する法令等（農地法、農振法等）の手続がわかる資料。

（３）施設を開設する場合で食品衛生法に基づく営業許可が必要な場合は、許可証の写しなど手続がわかる資料。

（４）要綱別表２の第１欄（１）を満たし要綱第３条第５項に基づき本補助金の交付を受ける事業については、資格取得等確認通知書の写し又は労働条件を明示した雇入れ通知書の写し、雇用契約書の写し等、新規の雇用状況が確認出来る資料。

※事業計画書に添付した場合は不要

様式第５号（第８条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　平成　　年　　月　　日

　岩美町長　　　　　　　様

住　所

申請者

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

平成　　年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

　平成　年　月　日付第　号により交付決定の通知のあった岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金について、岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱第８条第４項の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　補助金の額の確定額

　　（平成　　年　　月　　日付第　　　　　　　　　　号による額の確定通知額）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

２　補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

３　消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税相当額

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

４　補助金返還相当額（＝３－２）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　金　　　　　　　　　　　　円

　（注）参考となる資料を添付すること。

様式第６号（第１０条関係）

平成　　年　　月　　日

岩美町長　　　　　　　様

住　所

申請者

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

退職（研修中止）届出書

　○○○○（雇用者（研修生）氏名）については、下記のとおり退職することになりましたので、岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１０条の規定に基づき下記のとおり報告します。

　また、雇用者（研修生）の退職理由についての調査には誠意をもって協力します。

記

１　採用日　　平成　　年　　月　　日

２　退職日　　平成　　年　　月　　日

３　退職の理由と今後の対応

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 退　職　理　由 | | ２ヶ月以内  の職員補充 | 採用（予定）日 | 補助金  返還 | 該当欄に○  をつける |
| 雇用者（研修生）都合 | | 有 | 平成　年　月　日 | 不要 |  |
| 無 |  | 必要 |  |
| 雇用主  都合  (解雇) | 雇用主の責めに帰さないもの | 有 | 平成　年　月　日 | 不要 |  |
| 無 |  | 必要 |  |
| 雇用主の責めに帰すべきもの | 有 | 平成　年　月　日 | 必要 |  |
| 無 |  | 必要 |  |

※「２ヶ月以内の職員補充」とは、雇用者（研修生）が退職した翌日から起算した２ヶ月以内とする。

※補助金の返還額は、要綱第３条第５項の規定に基づき交付された補助金額の１／３が上限となります。

　　退職の具体的な理由

様式第７号（第１０条関係）

平成　　年　　月　　日

岩美町長　　　　　　　様

住　所

申請者

氏　名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（団体にあっては、名称及び代表者の氏名）

嵩上げ要件に係る届出書

　岩美町もうかる６次化・農商工連携支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第１０条の規定に基づき下記のとおり報告します。

記

１　要綱別表２の第１欄の要件を達成できない理由

２　上記１にかかる今後の対応